

事 務 連 絡
令和 2 年 1 2 月 8 日

日本司法書士会連合会 御中

法務省民事局民事第二課

不動産登記の申請における固定資産課税明細書の活用について（依頼）
不動産登記の申請に当たっての登録免許税の計算に関しては、昭和42年6月26日付け民事三発第676号当課課長通知に基づく取扱いにより、固定資産課税明細書、固定資産評価証明書等の提供をしていただき、登記の迅速処理に御協力をしていただいているところです。

今般、「地方分権改革に関する提案募集の実施方針」（平成26年4月30日地方分権改革推進本部決定）に基づく令和2年の地方からの地方分権改革に関する提案において、住民の利便性向上及び市町村の負担軽減の観点から、市町村における固定資産評価証明書の交付事務の見直しに係る要請があり、その対応において、改めて、固定資産課税明細書の活用を求められたところです。

つきましては、不動産登記の申請に当たり、申請人が保有する**固定資産課税明細書により**固定資産課税台帳に登録された**不動産の価格を確認することができる場合には、当該明細書を利用**していただきますよう、御協力をお願いします。

